

上野原市移住者住宅取得等補助事業

【事業期間】

○平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までです。

【対象者】

○全ての要件にあてはまる方が対象です。

- (1)市内に永住または 5 年間以上居住する者(住民登録があること)
- (2)市外に 5 年間以上居住し、市内に転入する者
- (3)平成 28 年 4 月 1 日以降に住宅取得または既存住宅を増改築する者
- (4)金融機関から 10 年間以上、1 千万円以上の借り入れがある者
- (5)転入時点で 49 歳以下の者
- (6)地域の自治会に加入した者
- (3)市税等を滞納していない者
- (4)同補助を受けたことがない者

【対象経費】

○対象経費は、住宅取得等に対する借入金額となります。

【補助金額】

○申請日から 1 ヶ月以内の残高証明額の 5%の額で、上限 150 万円まで(千円未満の端数は切り捨て)です。

【申請方法】

○指定の様式に、転入日から 180 日以内に必要書類を添えて提出していただきます。

【備考】

- ①申請手続きや交付要件などについては事前に相談してください。
- ②原則として、予算の範囲内で先着順とするものです。

【問合せ先】

○上野原市役所 企画課 特命IJU担当 電話 62-3118